

高萩市子宝ハッピー祝い金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、多子世帯の経済的負担を軽減し、併せて合計特殊出生率の増加を図ることで急速な少子化に歯止めをかけるため、第3子以降が誕生した世帯に対し、予算の範囲内で高萩市子宝ハッピー祝い金（以下「祝い金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において「対象児」とは、平成28年4月1日以降に生まれた第3子以降の子どもをいう。

(支給対象者)

第3条 祝い金の支給対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯、死産（妊娠12週以後の死児の出産をいう。）その他支給することが適当でないと市長が認める場合は、支給の対象としない。

- (1) 対象児の出生日前1年以上の間及び出誕生日以後も継続して本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者であること。
- (2) 対象児の他に、既に2人以上の子を養育していること又は養育していたこと。ただし、第2子が多胎児の場合は、この限りでない。

い。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(支給額等)

第4条 祝い金の支給額は、対象児1人につき10万円とし、同一の対象児に対する支給は、1回限りとする。

(支給の申請)

第5条 祝い金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、対象児の誕生日から起算して3月以内に、高萩市子宝ハッピー祝い金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、添付を省略できるものとする。

(1) 申請者及び対象児の属する世帯の戸籍謄本

(2) 申請者及び配偶者（ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）にあつては、申請者の市町村民税等に係る納税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条第1項の交付申請があつたときは、これを審査し、祝い金の交付の可否を決定し、高萩市子宝ハッピー祝い金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するも

のとする。

(祝い金の支給)

第7条 市長は、前条の規定により祝い金の支給決定を受けた者に対し、速やかに祝い金を支給するものとする。

(祝い金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により祝い金の支給を受けた者があるときは、既に支給した祝い金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。